

議案第15号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和34年2月11日条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和34年2月11日三宅町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の範囲において任命権者が定める期間、」を「の期間、その発令の日に受ける」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和34年条例第11号)新旧対照表

改正後（案）	現行
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三宅町条例第16号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下の額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>範囲において任命権者が定める期間、給料及びこれに対する調整手当の合計額</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三宅町条例第16号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下の額を減ずるものとする。_____